

## 追悼 三浦久

| 弁護士から夏の一言

| 相続問題Q&A

| 旧優生保護法違憲国賠  
福岡訴訟勝訴のご報告

| **FOCUS** 仁比そうへい参議院議員駆ける!

| 技能実習生に無罪判決を!



暑中お見舞い  
申し上げます



暑い日が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。一昨年11月の「しんぶん赤旗日曜版」のスクープをきっかけに明らかとなった自民党の裏金問題でしたが、通常国会で成立した政治資金規正法の改正は全くのぞる法で、諸悪の根源である企業・団体献金の禁止は実現しませんでした。

自民党は、2022年には、政党助成金を約160億円、パーティ券収入を含む企業・団体からの献金を約120億円、合計280億円を得ています。金の力で政権を維持し、政権を維持するために大企業に献金を求める。そのお返しに大企業優遇の政策を押し進める。その結果、大企業は莫大な利益を上げ、内部留保金が500兆円を超えているというのに庶民の生活は苦しくなる一方です。外国人の観光客が高価な寿司を安いと言って食べているのを苦々しく思われている方も多いいのではないのでしょうか。

それにもかかわらず、大軍拡のためには湯水のように金を使い、防衛費は2027年には2022年の2倍の11兆円になろうとしています。

人権の分野を見ても、日本はジェンダー・ギャップ指数146か国中なんと118位です。LGBTQ+の権利として同性婚あるいはパートナーシップ法などが認められていないのはG8の中では日本とロシアだけ。選択的夫婦別姓も一部の保守派議員の横やりで未だに実現していません。やっとな今年になって、経済同友会や経団連が選択的夫婦別姓を求める提言をおこなうに至りました。女性役員が増えたことが一因だと思われれます。

政治も経済も人権も水準の低い日本を変えるのはやはり私達ひとりひとりです。主権者である国民が、憲法の理念である個人の尊厳と武力によらない平和を求めて声をあげ、行動することが求められていると思います。

当事務所もその一翼を担って奮闘したいと思います。

二〇二四年 夏

北九州第一法律事務所所員一同



# 人々の暮らしと権利を守るために尽くした93年

## - 追悼 - 三浦 久

北九州第一法律事務所を設立した弁護士であり、長く所長を務めていた三浦久弁護士が2024年4月3日に永眠いたしました。享年93歳の生涯でした。

22年の長きにわたり衆議院議員として国政革新事業に取り組み、また国民の暮らしと権利を守るために日夜を分かたぬ活動を行いました。1994年に議員を引退後は、弁護士活動にもどり、特に多重債務に苦しむ人たちを支えてきました。

国会議員としても弁護士としても不正をただし権利を守る情熱を持ちながら、お酒と談笑が大好きな、多くの方から慕われる人生でした。

晩年は徐々に体調を崩すことが多くなり、残念ながら老衰のため永眠しました。

三浦久弁護士が、人が個人として尊重される社会と平和で戦争をしない国作りを目標に掲げて常に奮闘していた姿を思い出し、北九州第一法律事務所としてはその思いを高く掲げて今後とも活動を続けていく決意です。

謹んで哀悼の誠を捧げます。

北九州第一法律事務所所員一同

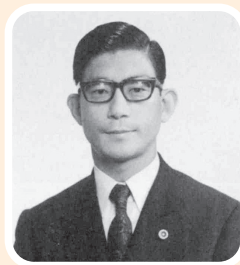
### 三浦久の歩み

1931年  
1月

東京都目黒区で、大工をしていた両親の元で育ちました。

1959年

明治大学卒業後、司法試験に合格し、東京の旬報法律事務所で弁護士登録し弁護士として出発しました。



1960年

「総資本対総労働の闘い」といわれた、三井三池闘争支援のため、東京から福岡へ。闘争の先頭に立ちました。



1966年

北九州の民主勢力の強い要請に応え戸畑区に「三浦法律事務所」を開設し、北九州で市民の権利を守る運動を始めました。翌年には鋤田弁護士を迎え、「三浦・鋤田法律事務所」と改名しました。

1968年

5名の弁護士で北九州第一法律事務所を設立し、所長に就任しました。翌年には小倉北区田町に事務所を移転しました。このころ起こったカネミ油症事件では、弁護団の副団長に就任しました。



1972年

福岡4区(当時)から総選挙に出馬し、3位で初当選しました。以降、福岡4区(当時)で5回当選し、国政の場で奮闘しました。(5期14年2か月政治家としての活動22年)



## 三浦久の国会時代の活動

1976年

ロッキード事件究明のため全日空会長若狭得治氏を証人喚問で追及。



1986年

国鉄分割民営化に反対し労働者と座込み闘争に参加。



1988年

中曽根内閣に対し、消費税反対・重税阻止の先頭に立つ。



1988年

リクルート事件で宮澤喜一総理（当時）を追及。



1990年

安川電機のサービス残業未払問題を追及。



1991年

小選挙区制問題で海部総理を追及。



## それからの三浦久の活動

1994年

政界から身を引くことを決意。長年にわたる国会議員活動をねぎらう市民の皆さんから「三浦久さんをねぎらうつどい」を開いていただきました。



国政引退後は、弁護士として、地域の皆さんの暮らしと権利を守るために活動を続けました。特に、当時大きな社会問題となった多重債務問題を数多く取りあげて解決しました。

2007年

喜寿を祝う会を行いました。たくさんのお祝いのお言葉をいただきました。



2009年

弁護士活動を引退し、ご夫妻で悠々自適の暮らしをされていました。

2024年

4月3日高齢のため永眠。

## 天久 泰

子どもの頃、親族が法律問題を抱えていてその際に依頼した弁護士の存在を力強く感じ、弁護士になりたいと思い始めました。中学生の頃から英語が得意になってきたこともあり、同時通訳者や翻訳家になりたいと思っていました。



## 池上 遊

幼いころの記憶が薄いのですが、小学校入学前後はニュースキャスターになりたいと言っていたようです。ちょうど、1985年にスタートした「ニュースステーション」で久米宏さんがキャスターとして活躍されている頃でした。22時台の放送でしたが、遅くまで起きて視聴し、政治や社会への関心を持つようになったきっかけの一つになったのかもしれない。



## 石井 衆介

中学生くらいの時、漫画家に憧れていました。両親に誕生日プレゼントで漫画作成キットを買ってもらい、ゲームキャラクターを題材にした4コマ漫画を見よう見まねで描いていました。オリジナルの作品を作り、何度か応募したこともありましたが、残念ながら採用されませんでした。



## 今里 晋也

子どもの頃から本が大好きで、母に同じ絵本を何度も読み聞かせてもらっていました。幼稚園の頃には、自作の小説をいくつも書いて、将来は作家になることが夢でした。小説の内容は、「聖闘士星矢」などに影響を受けた冒険譚が多かったようです(笑)。



# 幼い頃 あこがれて 幼い頃



今回の「Hokkyu」  
弁護士が「幼い頃にあこがれ」  
ご紹介

## 上地 和久

弁護士です。子どもの頃から親族の影響で、法律関係の仕事に就くことを考えていました。裁判官や検察官の仕事も魅力を感じましたが、司法修習を経て弁護士となりました。

他には、幼い頃、ミキサー車が好きで、その運転を試みたかったです。



## 上野 直生

私の幼い頃の夢は、「パン屋さん」になることでした。とても食いしん坊だったので、「パン屋さんになったら、好きなだけパンが食べられる。」というのが理由です。

パン屋さんになることはなく、弁護士になりましたが、小学4年生の長男の夢は「パン屋さん」、同じく小学4年生の長女の夢は「弁護士」です。子ども達がどんな仕事に就くのかとても楽しみです。



# 頃に ていたこと の夢



「Hokkyu」では、  
ていたこと・幼い頃の夢」を  
します。

## 迫田 学



将来は学校の先生、と思っていた。小4の時、6年生から、弁護士という仕事があると初めて聞いた。どんな仕事か理解できなかつたが、頭に残った。中学では休んだ教員の代わりに英語の授業をし、大学では教育実習もした。それでも結局弁護士になり、大学の非常勤講師も経験し、保育士資格も得た。教師は今も憧れなのである。

## 田籠 亮博

幼稚園のときの将来の夢は野球選手でした。

その後、小～中学校になつてからは、学校の先生、公務員と現実路線に変更し、高校で理系か文系かを決める時に弁護士を目指しました。

結局、野球は本格的にやったことはないのなんで野球選手だったんだろう?と今でも謎です。



## 前田 憲徳

幼い頃の「あこがれ」や「夢」と言っても特には思い当たりません。小学生の頃は、農作業している両親におやつを作って差し入れしたり、家畜の世話や家の掃除などを親の知らない間にやっちゃって、農作業を終えて帰ってきた親の喜ぶ顔を見るのを楽しんでいたように思います。大学生になってからやっと夢を追いはじめたという感じです。



## 松井 海理

小学校の頃は、電車の運転手になりたかつたと記憶しています。

昔から遠くに出かけることが好きで、その足となる電車に興味を持ったからだと思います。いまでも国内を旅行することが趣味なので、小さい頃から変わらない部分もあるようです。



## 諸隈 美波

パンが大好きでパン屋さんになりたいと思っていました。

大学生になって初めてアルバイトしたのも、パン屋さんでした。今でもパン屋さんに行くときわくわくします。

なかなか自分で作るまではできないから、パンを手作りできる人がいるととても尊敬します。



## 吉武 みゆき

幼稚園か小学校の頃には、大きくなつたらなりたい職業を聞かれて、カワイ(音楽教室)のドリマトーンの先生になると書いていました。ヤマハ音楽教室のエレクトーンではない点を幼いながら強調していた点が我ながらポイント(笑)です。



# そうぞくもんだい 相続問題 Q&A

相続に関して良くご相談される内容を Q & A 形式で 12 問お答えします！ 参考にしてみてくださいね。

## 1. 相続人に関する Q & A

Q: 相続人の範囲を教えてください。私は姪ですが、私も相続人になりますか？

A: 相続人には次のとおり優先順位があります。  
「第1順位：配偶者+子ども（子が亡くなっている場合は孫）  
第2順位：配偶者+親  
第3順位：配偶者+兄弟姉妹（兄弟姉妹が亡くなっている場合は甥、姪）」  
今回、ご相談は姪とのことですので、被相続人に子ども、親がおらず、また、ご自身の親（被相続人の兄弟姉妹）も亡くなっている場合には相続人になります。自分よりも相続順位の高い方が存命であれば相続人にはなりませんよ。

Q: 相続人の中に全く連絡先の分からない人がいるのですが、どうすれば良いですか？

A: 弁護士にご依頼頂ければその方の住民票の住所までは調査できます。多くの場合は住民票調査で連絡が取れることが多いです。他方、本当に行方不明者で住民票上の住所にも居住していない場合は、家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行うことができます。失踪宣告が認められると相続との関係では死亡したものと扱われます。

Q: 内縁の配偶者に相続権はありますか？

A: 内縁の配偶者には相続権はありません。しかし、被相続人が遺言書を作成することで内縁の配偶者に財産を遺贈することは可能です。内縁の配偶者に財産を残したい場合は遺言を作成しておくことをお勧めします。また、相続人が誰もいない場合は「特別縁故者」として財産を引き継ぐ手続きもあります。

## 2. 遺産分割に関する Q & A

Q: 未成年の相続人がいるのですが、遺産分割はどのようにすれば良いですか？

A: 親権者が相続人でない場合は、親権者が未成年者の代理で相続手続きを行います。ただ、親権者も相続人の1人である場合は、利益相反行為となるため家庭裁判所に「特別代理人」を選任してもらう必要があります。例えば、父が妻と未成年の子を残して死亡した場合などは、親権者である妻も子と同じく相続人になるため「特別代理人」が必要ですね。

Q: 共同相続人が意見の相違で協議がまとまらない場合はどうすれば良いですか？

A: 相続人間で協議がまとまらない場合は、遺産分割調停を申し立てることになります。また、弁護士にご依頼頂くことで最終的な見通しを立てながら相手と協議・調停をしていきますので当事者同士の話し合いよりもスムーズに解決できることが多いです。

Q: 特別受益とは何ですか？

A: 特別受益とは、相続人が被相続人から生前に受けた贈与や特別な利益のことです。ある相続人が生前に贈与を受けていた場合、遺産を相続割合に従い分配するとかえって不公平になるため設けられた制度です。特別受益は、個々の具体的相続額を計算する際に特別受益額を全体の相続財産に組み戻して（加算して）、相続する額を計算します。

Q: 寄与分とは何ですか？

A: 寄与分とは、一部の相続人が被相続人の財産の維持や増加に特別に貢献した場合、その貢献度に応じて相続分を増やす制度です。例えば、病気療養中の療養介護を無償で、継続的に、専業として行ったような場合です。特別受益と同じく相続人間の公平をめぐす制度です。

## 3. 相続放棄に関する Q & A

Q: 相続財産に借金があります。どうしたら良いですか？

A: 相続財産に借金がある場合、相続放棄をすることができます。相続放棄をするためには、相続の開始を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申立てを行う必要があります。期間が過ぎると相続放棄できませんのでご注意ください。

Q: 相続人全員が相続放棄をした場合、遺産はどうなりますか？

A: 相続人全員が相続放棄を行い相続人が誰もいない場合は、相続財産清算人の申立てがなされれば最終的に国庫に帰属します。ただ、現実的には相続財産清算人の申立てがなされずそのままになっている不動産も多いと思います。

## 4. 遺言に関する Q & A

Q: 遺言書にはどのような方法がありますか？

A: 遺言書には主に3つの方法があります。「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」です。「自筆証書遺言」は原則全て手書きで書く必要があります。「公正証書遺言」は公証人が作成する遺言です。「秘密証書遺言」は遺言の存在は公証人に証明してもらえますが、内容は公証人にも秘密にする形式です（ほぼ使われることはありません）。遺言書の紛失リスクや有効・無効の争いを避けるために「公正証書遺言」で作成するのがお勧めです。

## 5. 不動産相続に関する Q & A

Q: 不動産の相続登記は必ず必要ですか？

A: 必要です。以前は登記義務はありませんでしたが、2024年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました。相続を知った日から3年以内に登記することが必要です。遺産分割の話し合いが3年以内にまとまらない場合は「相続人申告登記」をしておく必要があります。

## 6. 遺留分に関する Q & A

Q: 遺留分とは何ですか？

A: 遺留分とは相続人が最低限受け取ることが保証されている相続財産の割合です。配偶者、子、親に認められています。兄弟姉妹には遺留分はありません。遺言で全財産を一部の相続人が相続した場合でも遺留分については請求することができます。

# 旧優生保護法違憲 国賠福岡訴訟 勝訴のご報告

弁護士 上野 直生



2024年5月30日、福岡地方裁判所は、旧優生保護法違憲国賠福岡訴訟について、原告らの請求を一部認容する判決を言い渡しました。

全国各地で提訴されている旧優生保護法違憲国賠訴訟とは、旧優生保護法の優生条項（障害等を理由に強制的な不妊手術「優生手術」の実施を認める条項。）の下、優生手術を受けさせられた被害者及びその配偶者が、国に対して賠償を求める訴訟です。福岡訴訟の原告ご夫婦はお二人とも聴覚障害があり、結婚前に夫が優生手術を受けさせられました。

判決は、優生条項は「極めて非人道的なものであって、正当性も合理性もおよそ認められない。」として、

憲法13条後段及び14条1項に違反すると判断しました。また、不法行為の時から20年経過すると損害賠償請求が認められなくなるという除斥期間の規定について、本件に除斥期間を適用することは「著しく正義・公平の理念に反する」として原告らの請求を認めました。

さらに、本年7月3日、最高裁判所も、旧優生保護法の違憲性を認め、原告5名の請求を認容する画期的な判決を言い渡しました。

国が、この判決を厳粛に受け止め、速やかに政治的解決を図ることを期待しています。



北九州第一法律事務所弁護士  
FOCUS **仁比そうへい 参議院議員 駆ける!**

全国を駆け回る  
仁比そうへいさんの  
半年の軌跡を振り返ります。

**2024年4月5日** 参院災害特別委員会  
□ 能登半島地震の関連死を防ぐ  
参院災害対策特別委員会で「能登半島地震被災者の災害関連死を絶対に引き起こさないためにも被災者の元の生活、つながり、コミュニティを大切にしたい住宅の確保が大事だ」と主張しました。  
松村防災担当相に住宅環境の改善を認めさせ、同時に、公費での被災家屋の解体を求めました。

**2024年4月19日** 参議院本会議  
□ 「共同親権」は子どもにリスク。民法改正案をたたす  
離婚後「共同親権」を導入する民法改正案が参院本会議で審議入りし、仁比そうへいさんは「夫婦関係が破綻した関係での共同親権は子の利益を害する可能性がある」と批判しました。共同親権には多くの一人親家族から怒りの声が噴き上がり、約23万筆もの反対署名が集まりました。

**2024年5月8日** 参院憲法審査会  
□ 憲法を壊す政治を改めよ  
参院憲法審査会で、改憲ありきの審査会開催を批

判するとともに、同性婚や水俣病、改悪入管法の問題をあげ、今の憲法での豊かな人権の保障こそ取り組むべき喫緊の憲法問題であると指摘しました。

**2024年6月2日** 熊本で被害者らと懇談  
□ 水俣病 全面解決のために懇談  
水俣病問題の最終的解決に向け、水俣市で、被害者や支援者ら8団体と懇談し、課題や要望を聞き取りました。  
参加者からは、「まだ水俣病は終わっていません。どうか助けてください」との訴えがあり、仁比さんは、「超党派の議連『水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会』とも協力し全面解決に向け取り組んでいきたい」と述べました。

**2024年6月13日** 参院本会議  
□ 入管法改定案の修正を求める  
外国籍住民の永住許可の取り消しや「育成就労制度」の創設などを盛り込んだ入管法・技能実習法改定案に対し、簡単に永住権を取り消し母国へ追い返す人権無視の法案で、外国人差別を助長するもので、人権後進国となると強く批判しました。



「しんぶん赤旗より抜粋」

# 技能実習生に無罪判決を!

弁護士 池上 遊

無罪判決を  
求める署名に  
ご協力下さい

ベトナムから技能実習生として来日したグエットさんが、死産した子どもをごみ箱に捨てたという理由で、2024年2月、死体遺棄罪で福岡地方裁判所に起訴されました。私が弁護人をつとめています。

グエットさん(20歳)は貧しい家庭の出身で、技能実習生として日本で働き家族の生活を支えるために150万円の借金をして2023年7月に来日しました。12月頃、妊娠に気がつきましたが、日本の受け入れ先である監理団体からは「妊娠したら帰国しなければいけない。」と繰り返し言われていたため、借金を残したまま帰国させられるのが怖く、自分を頼りにしている家族はもちろん、交際相手にも誰にも妊娠について相談できないまま死産にいたりしました。

お腹の中ですでに死去していた赤ちゃんの顔は真っ青で泣きもせず、反応もなく、息もしていなかったそうです。疲労と出血の中、ようやく見つけたスーパーのビニール袋に入れ、すぐ側にあったゴミ箱の中に置きました。

間もなく、別の技能実習生が血まみれで倒れている

彼女を発見し、病院へ連れていきました。この病院から警察に通報がなされ、逮捕されました。

グエットさんの孤立出産(死産)の実態、初めての出産を死産で迎え精神的にも肉体的にも過酷な状態であったことを理解せず、たまたま部屋のごみ箱に置いたというだけで逮捕し起訴するというのは不当です。グエットさんのような技能実習生だけでなく、孤立出産し死産したすべての女性が刑事罰の対象にされかねません。グエットさんの無罪を勝ち取り、彼女のような境遇に置かれた人々に対する支援と保護をする社会になるようにがんばります。

オンラインで無罪署名を集めています。ぜひご協力ください!!

技能実習生グエットさんの  
無罪判決を求めるオンライン署名  
右記QRコードから



## New Face



## 入所のご挨拶

まつい かいり  
弁護士 松井 海理

2024年1月から北九州第一法律事務所にて勤務することとなりました、弁護士の松井海理と申します。  
司法修習中にご縁があり、北九州第

一法律事務所にて働くことになりました。様々な悩みを抱えていらっしゃるご依頼者様に寄り添い、より良い解決につながるよう精進して参ります。

また、様々な人権活動に取り組む先輩弁護士を見習い、誰もが生きやすい世の中になるよう努力する所存です。これからも、どうぞよろしくご厚意申し上げます。

ご友人・ご親族を紹介ください

法律相談のご案内 ☎093(571)4688  
(土曜予約専用) ☎093(571)3355

### ●相談時間

月~金曜日 10:00~11:30 / 13:00~18:00  
土・日曜日 13:00~16:00

### ●相談料

法律相談料は45分まで5,500円(税込)です。

法テラス  
利用による  
無料相談も  
できます

## ホームページもご覧ください

各種事件報告や法律の豆知識の情報を増やしました。離婚や労働事件のページも充実させました。ホームページからの相談予約もできます。右のQRコードからご覧ください。



## LINE 友だち募集中

登録いただいた方には、ホームページの最新情報や事務所イベントなどを紹介します。また、登録後1回に限り相談料を4000円(通常5500円)とします。左のQRコードからご登録ください。



## 北九州第一法律事務所

福岡県北九州市小倉北区金田二丁目6番4号  
リーガルタワー2階  
TEL:093(571)4688 FAX:093(571)4048  
URL:https://kd-lo.gr.jp/

北九州第一法律事務所 検索